（３）太平洋クロマグロのＴＡＣ法に基づく資源管理について

- 太平洋クロマグロは、資源が悪い状態であったことから、関係各国の科学者が集まる会議で「資源回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と求められていました。
- このため、日本の漁業者は全ての漁法で、「30㎏未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」、「３０㎏以上の大型魚は2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない」という厳しい資源管理に取り組んでいます。
- このような中、第４管理期間（平成３０年７月）から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（ＴＡＣ）管理が開始されています。

【管理期間】

ＴＡＣとは、Ｔｏｔａｌ　Ａｌｌｏｗａｂｌｅ　Ｃａｔｃｈ（漁獲可能量）の略。
魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持・回復を図る資源管理の一手法。
サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ等８魚種で実施中。

【第６管理期間（令和２年）当初における北海道知事管理量】

資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	採捕の種類別の割当量	備　考
クロマグロ小型魚（30㎏未満）	令和２年４月 1日から令和３年3月31日まで	11.3トン（全数量を留保）	「定置網漁業を除く採捕」及び「定置網漁業による採捕」の割当量は、３月下旬に北海道計画が決定される。	
クロマグロ大型魚（30㎏以上）		291.3トン		